

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

自治体の技能労務職員の給与について、同種の民間事業者の従業者と比較して高額ではないかとの国民等からの批判や指摘があります。このことを踏まえ、村民のご理解と納得が得られるよう南阿蘇村の技能労務職員の給与等の現状と今後に向けた基本的な考え方等についての取組方針を下記のとおり公表します。

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

区 分	公 務 員				民 間		
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	50.1		282,200	305,970	—	—	—
うち学校給食員	—	1	—	—	調 理 師	—	—
うち運転手	50.3	3	269,700	289,700	自家用自動車運転者	56.9	219,600
その他	49.4	10	282,000	308,340	給仕従事者	38.0	202,800

※ 「平均給与」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手、通勤手当、時間外勤務手当など、すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 対象者が1人の場合は、個人が特定されるので数値は公表しない。

※ その他は、保育所・国民宿舎等職員である。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与

年 齢	調 理 員		自動車運転手		そ の 他	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
30～34						
35～39					—	1
40～44					—	1
45～49			—	1	337,400	2
50～54			—	1	309,730	3
55～59	—	1	—	1	309,190	3
平均(合計)	—	1	289,700	3	308,340	10

※ 対象者が1人の場合は、個人が特定されるので数値は公表しない。

※ その他は、保育所・国民宿舎等の職員である。

(3) その他給与に関する事項（給与表、手当、昇給基準等）

1 給料表

技能労務職員給料表（国公の行政職給料表（二）に同じ）の4級制を採用しています。

2 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。（技能労務職にかかる特殊勤務手当なし）

3 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給しています。

2 基本的な考え方

技能労務職については、職務の特性や内容を踏まえ民間委託の推進及び退職不補充の取り組みを進めています。給与面については、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しており、今後とも適正な給与制度の運用に努めます。

3 具体的な取組内容

- ・ 給与水準の引き下げ。【平成18年～】
- ・ わたり制度の廃止。【平成18年～】
- ・ 定年及び勸奨1ヶ月前昇給の廃止。【平成19年～】
- ・ 55歳昇給抑制。【平成18年～】
- ・ 枠外昇給廃止。【平成18年～】

4 その他

基本的には退職不補充とし、臨時職員等で対応します。また、業務について廃止できるものは廃止し、出来ないものについては民間への委託を進めていきます。